



# 鳥取県公報

平成 29 年 6 月 30 日 (金)  
号外第 60 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（7）（政策法務課）・・・・・・・・ 2
- 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（8）（福利厚生課）・・・・・・・・ 3

# 訓 令

## 鳥取県訓令第7号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された局をいう。</u></p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>原子力環境センター、砂丘事務所、消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）</u>及び鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された局をいう。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>2 略</p>

### 附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

## 鳥取県訓令第8号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）</u>、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>原子力環境センター</u>、砂丘事務所、消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）<u>、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された局及び労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

## 附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。